

インフルエンザ経過観察記録用紙

園 園長 殿

診断日 令和 年 月 日

発症日 令和 年 月 日

診断名 インフルエンザ 型

医療機関名

【 平熱 °C 】

下記の通り、発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いいたします。

	体温測定月日	測定時間：体温	測定時間：体温
必ず休む期間	発症日 月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
	1日目 月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
	2日目 月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
	3日目 月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
	4日目 月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
	5日目 月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
	6日目 月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
	7日目 月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
	8日目 月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
	9日目 月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
10日目 月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	

(発熱期間が長く、解熱3日が記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。)

※出席停止・登園停止は発熱初日を0日として5日目(合計6日間)を経過し、かつ朝から解熱して(解熱した日を0日目とする)4日目から登園が可能です。

※「解熱」は、平熱が1日中続いた状態のことです。朝・夜と検温をして、解熱日を判断してください。

インフルエンザ出席停止期間早見表(幼児)

例	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合		解熱					登園OK		
発症後2日目に解熱した場合			解熱				登園OK		
発症後3日目に解熱した場合				解熱				登園OK	
発症後4日目に解熱した場合					解熱				登園OK

学校保健安全法施行規則第19条第2項により、インフルエンザによる出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまでとなります。」

令和 年 月 日

園児名 _____

保護者名 _____